

公聴会及び第22期第7回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月15日(金) 14時00分から15時57分まで
- 2 開催場所 高知市杵形5-37 オリエンツホテル高知 2階「松竹の間」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柢善、
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、中澤芳江
(計13名)
- 欠席委員 益本俊郎、川竹佳子
- 署名委員 澳本健也、前田嘉広
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

公聴会

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(中型まき網漁業、なまこ漁業、小型まき網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(中型まき網漁業、小型まき網漁業、なまこ漁業)

第3号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号))

第4号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(室戸市室戸岬町三津長箸沖(三津1号))

第5号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について(土佐清水市貝の川沖)

第6号議案 令和3年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針について

5 議事内容

織田事務局長

それでは、定刻でございますので、ただ今から、定置漁業の海区漁場計画設定についての公聴会を開催いたします。では会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、室戸市室戸岬町三津沖の定置漁業2件の海区漁場計画設定に関しまして、漁業法第64条第5項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。

近澤チーフ

それではまず、今回の公聴会の議題に関するこれまでの経緯について説

明させていただきます。

令和3年9月27日に開催しました第6回委員会におきまして、定置漁業の海区漁場計画設定についての公聴会の開催について、ご決定をいただきました。その2日後の令和3年9月29日付けで、この海区漁場計画設定に関する公聴会開催について、日時、場所、議題、公述者の受付時間等の掲示文を、県庁に掲示した他、関係者への掲示依頼を行いました。

なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、高知県漁業協同組合の三津支所、室戸市役所の掲示場、高知県漁業管理課、そして県庁本庁舎の掲示場、合計4ヵ所でございます。

次に、公述の申し出の状況ですが、今回は、公述者の申し出はございませんでした。以上、ご報告いたします。

前田会長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。

前田会長

引き続き、海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

第7回海区漁業調整委員会の開催にあたりましてごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

毎度お話をさせていただいておりますが、新型コロナウイルスの感染状況につきましては県内の新規感染者数は1桁の日が続いておりまして、中にはゼロというような日もございまして落ち着きを見せておるといふふうに思います。全国的にも減少の傾向が続いております。そうした中で徐々に盛んに経済活動が再開をされ始めておりまして、水産業の分野におきましても、飲食店からの注文も徐々に増えてきているというようなことも伺っておりまして、少し明るい兆しも見えてきたのではないかなというふうに考えておりますが、引き続き、感染防止対策は徹底をしていく必要があるというふうに考えております。

さて、本日ご審議をいただきます議案につきましては6件でございます。

まず、第1号議案の漁業の許可、または起業の認可方針の一部改正について及び、第2号議案、制限措置の一部変更につきましては、いずれも中型まき網漁業、小型まき網漁業、なまこ漁業に関するものでございます。

なお、今回の議案の中には、以前の委員会でお認めをいただきまして定

めておりました許可方針において設定しております、許可等をすべき船舶等の上限の数及び操業区域の記載に一部誤りがございまして、これを改めるものも含まれております。大変申し訳ございません。

第3号議案及び第4号議案につきましては、先ほどの公聴会からの引き続きになりまして、室戸市室戸岬町三津沖の2件の定置漁業の海区、漁場計画設定についてをご審議いただくものでございます。

第5号議案につきましては、土佐清水市員の川沖における、定置漁業の海区漁場計画設定についてご審議をいただくものでございます。

そして最後の6号議案につきましては、令和3年度うなぎ稚魚しらすうなぎ特別採捕取扱方針についてでございます。こちらにつきましては、本年度のしらすうなぎの特別採捕にかかる取扱方針について、委員会のご意見を伺うものとなっております。委員の皆様には、ご審議の上、適切なご意見、ご答申を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願いをいたします。

前田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、益本委員、川竹委員の2名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本委員、前田嘉広委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（中型まき網漁業、なまこ漁業、小型まき網漁業）」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

3高漁管第687号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第4条第1項第4号に掲げるなまこ漁業及び同条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部改正したいので、貴会の意見を伺います。令和3年10月6日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページ目が諮問文、2ページが漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正に係る理由とその内容（案）について、3ページがなまこ漁業に関する「漁業の許可又は起業の認可方針」の変更案の詳細、4から17ページが漁業の許可又は起

業の認可方針の新旧対照表、18 ページから 34 ページが参考資料となっております。これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

まず、許可方針の改正理由について説明いたします。今回お諮りする中型まき網漁業のしいらまき網、小型まき網漁業のしいらまき網及びなまこ漁業は、本年 11 月末に許可の更新時期を迎えます。そして、許可の更新にあたっては、令和 2 年 12 月 23 日の当委員会において承認を受けて定めた許可方針のとおり許可する予定です。しかし、これら漁業について定めた許可方針の内容に変更すべき箇所が見つかったため、その変更内容(案)についてご審議いただくものです。

それでは、資料 2 ページ目をお願いいたします。まず、本資料の説明に入る前に、しいらまき網漁業について簡単に説明いたします。しいらまき網漁業は、シイラが流木などの漂流物の影に集まり群れをなす習性を利用し、竹を数本から数十本束ねた「漬け」と呼ばれる漂流物を模した漁具を海面に設置して、漬けに集まったシイラをまき網でまいて漁獲するものです。本県では、使用する漁船の規模により、総トン数 5 トン以上の 2 級船を使用する場合は中型まき網漁業、5 トン以下の 3 級船を使用する場合は小型まき網漁業と、2 種類の漁業種類に区別して許可を出しております。しいら漬を設置できない時期には、漂流物や潮目に集まっているしいらをそのまま網で巻いて漁獲する野まきという形でも操業しています。

それでは、資料 2 ページ目に戻りまして、表の一段目にあります「中型まき網漁業」のしいらまき網について説明します。当該許可につきましては、令和 2 年 12 月に開催された第 36 回海区漁業調整委員会で承認を受けて定めていた許可等をすべき船舶等の数の上限及び操業区域の記載に誤りがあったためこれを改めたいと考えております。また、表中 3 段目「小型まき網漁業」のしいらまき網についても、中型まき網漁業と同様の変更をしたいと考えております。

続いて、表中 2 段目にあります「なまこ漁業」をご覧ください。まず、一つ目の項目ですが、当該漁業の操業区域の順番を変更したいと考えております。この詳細につきましては、後ほど別の資料を使って説明いたします。

次に二つめの項目です。当該漁業のうち、安芸地区につきましては、しいらまき網漁業と同様に、昨年 12 月の海区漁業調整委員会で承認を受けて定めていた許可等をすべき船舶等の数の上限に誤りがあったため、これを改めたいと考えております。具体的に言いますと、これまで 80 として定めていた上限を 93 に改めたいと考えております。

また、三つめの項目ですが、須崎地区につきましては、許可等をすべき船舶等の数の上限が 22 件のところ、現許可数が 22 件であり、現在の許可の空き枠は 0 件でございます。しかし、今回、新たな許可申請希望が 8 件

きていることから、許可等をすべき船舶等の数の上限を30件に増やしたいと考えております。

続いて、資料3ページをお願いいたします。まず、左側の変更前と書かれた表をご覧ください。この表は、現在許可方針で定めているなまこ漁業の操業区域と、各操業区域に該当する地区名及び許可等をすべき船舶等の数の上限を記載したものです。許可方針で定める操業区域については、通常、県東部から県西部の順番となっていることがほとんどです。しかし、この表中、操業区域1から12は、令和2年12月1日付けで許可をしましたが、網掛けをしてある三津地区と宇佐地区については、それより後に操業区域を設定したいとの希望があり追加で操業区域を設定したため、操業区域の順番が13番と14番と、全体の最後になっています。今回は、この操業区域の順番について、資料右側の変更後（案）の表のとおり、県東部から県西部の順に変更したいと考えております。左側の表を県東部から県西部の順に並び替えますと、三津地区は、椎名地区と高岡・室戸岬・室戸地区の間に、宇佐地区は、浦戸地区と池ノ浦地区の間にくることとなります。これに伴い、高岡・室戸岬・室戸地区より西の地区は、操業区域の順番が右表のとおり変わります。これは、なまこ漁業の制限措置の変更に伴うものですが、その詳細については後ほど第2号議案で説明いたします。

また、操業区域6の安芸地区と操業区域11の須崎地区については、先ほど説明した資料2ページのとおり、許可等をすべき船舶等の数の上限をそれぞれ80から93、22から30に変更したいと考えております。

ここで、ページが飛びますが、参考資料として付けております18ページ目をお願いいたします。それでは18ページについて説明をいたします。この資料は、しいらまき網漁業の操業区域の概要について示したものです。しいらまき網漁業の許可は、操業区域や操業期間、許可の有効期間の違いにより、通常許可と短期許可の二種類に大別されます。通常許可というのは、中土佐区域で4月1日から11月30日まで操業でき、有効期間が5年の許可のことを言います。一方、短期許可というのは、中土佐区域で3月1日から3月30日と12月1日から12月31日まで、幡多区域で3月1日から12月31日まで操業でき、有効期間が1年の許可のことを言います。これらの許可は、それぞれ区別されているものの、2つの許可を取得して、3月1日～12月31日までの期間、両区域で操業できるようにしている漁業者がほとんどです。また、この2種類の許可の内容は中型まき網漁業と小型まき網漁業のどちらも同じものとなっています。

それでは、許可方針の変更内容（案）について詳しく説明します。資料4ページをお願いいたします。最初に、中型まき網漁業のしいらまき網について説明いたします。資料4ページの右側の枠内にあります2（1）の表をご覧ください。今回、変更したいと考えておりますのは、表中一番上の

左から2列目の「操業区域」と、左から6列目の「許可等をすべき船舶等の数の上限」についてでございます。まず、「操業区域」について見ていきますと、資料右側の旧方針では、操業区域が2（1）、2（2）、5ページ目に移りまして、2（3）と三つに分かれております。これは、先ほど説明した18ページの資料で言いますと、操業区域2（1）が通常許可、操業区域2（2）及び2（3）が短期許可になります。今回は、この操業区域の記載について、通常許可である操業区域2（1）を操業区域2、短期許可である操業区域2（2）と2（3）をそれぞれ操業区域3（1）、3（2）に変更したいと考えております。これに伴い、かんばち稚魚まき網漁業についても、旧方針では操業区域3（1）～3（3）であったところを、操業区域4（1）～4（3）に変更する必要があります。

続いて、「許可等をすべき船舶等の数の上限」についてですが、資料4ページに戻っていただき、右側の旧方針では、操業区域2（1）は8（操業区域2全体で8）、操業区域2（2）は8（操業区域2全体で8）、5ページ目に移りまして、操業区域2（3）は0（操業区域2全体で0）となっております。これを資料の左側の新案のとおり、操業区域2は8、操業区域3（1）は8（操業区域3全体で8）、操業区域3（2）は8（操業区域3全体で8）に変更したいと考えております。

そして、資料5ページの右側表の下（2）操業区域のイ操業区域2については、（ア）操業区域2（1）という記載を削除し、その下にあります「磁針方位120度0分の線に至る海域中距岸5,000メートルを除く海域」という記載を、「磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く」に変更したいと考えております。これは、右側の旧方針でいう操業区域2（1）と2（2）は同じ地区を表しているにもかかわらず、それぞれ違う表記になっているためこれを同一の表記に改めるものです。

これ以降の内容は、先ほどの表のとおり、操業区域の番号を変更するものですので、説明を省略させていただきます。また、資料7ページから14ページのなまこ漁業についても、先ほど資料2ページと3ページで説明したとおりですので、説明を省略いたします。ご了承願います。

それでは、資料15ページ目をお願いいたします。小型まき網漁業のしいらまき網について説明いたします。こちらは、先ほど説明した中型まき網漁業のしいらまき網とほぼ同様の内容となっております。

それでは、資料15ページの右側の枠内にあります4（1）の表をご覧ください。

今回、変更したいと考えておりますのは、表中一番上の左から2列目の「操業区域」と、左から6列目の「許可等をすべき船舶等の数の上限」についてでございます。まず、「操業区域」について見ていきますと、資料

右側の旧方針では、操業区域が6（1）、6（1）、6（2）となっており、操業区域6（1）が通常許可、その下の操業区域6（1）、6（2）が短期許可になります。今回は、この操業区域の記載について、通常許可である操業区域6（1）を操業区域6、短期許可である操業区域6（1）と6（2）をそれぞれ操業区域7（1）、7（2）に変更したいと考えております。これに伴い、かんぱち稚魚まき網漁業についても、旧方針では操業区域7、8、9であったところを、操業区域8、9、10に変更する必要があります。

続いて、「許可等をすべき船舶等の数の上限」についてですが、資料右側の旧方針では、操業区域6（1）は10（操業区域6全体で10）、操業区域6（2）は8（操業区域6全体で8）、操業区域6（3）は0（操業区域6全体で0）となっております。これを資料の左側の新案のとおり、操業区域6は10、操業区域7（1）は10（操業区域7全体で10）、操業区域7（2）は10（操業区域7全体で10）に変更したいと考えております。

そして、資料を1枚めくっていただき16ページの表の下（2）操業区域のカ 操業区域6については、（ア）操業区域6（1）という記載を削除し、先ほどの中型まき網漁業と同様に、その下にあります「磁針方位120度0分の線に至る海域中距岸5,000メートルを除く海域」という記載を、「磁針方位120度0分の線に至る海域。ただし、距岸5,000メートル以内の海域を除く」に変更したいと考えております。また、旧方針では記載の抜けていた操業区域7（1）の操業区域の記載を追加しております。

これ以降は、先ほどの表のとおり変更しておりますので、説明を省略させていただきます。

今回の許可等をすべき船舶等の数の上限及び操業区域の記載の誤りにつきましては、事務局の確認不足によるものです。大変申し訳ありませんでした。

19ページ目以降に、変更後の許可方針を参考資料として付けておりますので、またお時間のあるときにご確認いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

前田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（中型まき網漁業、なまこ漁業、小型まき網漁業）」は、原案のとおり改正すること

に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案「制限措置の一部変更について(中型まき網漁業、小型まき網漁業、なまこ漁業)」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

3高漁管第688号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業、高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第4号に掲げるなまこ漁業及び同条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業について、制限措置を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。令和3年10月6日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。

1ページ目が諮問文、2ページから7ページが中型まき網漁業及び小型まき網漁業の制限措置についての告示案、8ページから14ページがなまこ漁業の制限措置の告示案、15ページから19ページが中型まき網漁業及び小型まき網漁業の制限措置の新旧対照表、20ページがなまこ漁業の制限措置の変更(案)、21ページから24ページが参考資料となっております。

今回お諮りする中型まき網漁業のしいらまき網のうち、短期許可である操業区域3(1)、3(2)と小型まき網漁業のしいらまき網のうち、短期許可である操業区域7(1)、(2)及びなまこ漁業の全区域については、本年11月末に許可の更新時期を迎えます。これらの漁業は、漁業の許可又は起業の認可方針において公示する知事許可漁業として規定されていることから、許可の更新時には、許可対象とするすべての漁業者の数を公示する必要があります。つまり、現在制限措置として公示している「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」を、先ほど第1号議案で承認をいただいた「漁業の許可又は起業の認可方針」で定める許可等をすべき船舶等の数の上限に変更する必要があります。そのため、本議案は主に先ほどの第1号議案で承認をいただいた内容と同じ内容をお諮りにすることに

なりますので、重複する部分については説明を省略させていただきます。ご了承ください。ただし、なまこ漁業については、第1号議案と異なる部分がございますので、詳しく説明いたします。

それでは、資料20ページをお願いいたします。なまこ漁業の許可は、昨年12月の漁業法改正に伴い新設されました。そして、昨年の11月と12月に、高知県告示第925号と第1,005号においてなまこ漁業の制限措置を定めて公示をしております。11月の告示については、なまこ漁業の許可の有効期間が12月1日からであり、12月1日付けで許可をする必要があったことから、漁業法改正前に「漁業法等の一部を改正する等の法律第1条の規定による改正後の漁業法」に基づき制限措置を定めたものです。そして、12月の告示については、当該漁業許可の操業区域を追加するため、漁業法改正後に「漁業法」に基づき、制限措置を定めたものです。これら2件はどちらもなまこ漁業の制限措置について定めたものですが、漁業法の改正前後で根拠法令が異なるため、別の告示として県公報に登載していました。しかし、今回改めて担当部署と協議をしたところ、どちらの告示もなまこ漁業の制限措置について定めたものなので、一つにまとめる方が適当であるとの結果に至りました。そのため、資料右側の変更案のとおり、改正漁業法の施行後の記載内容に統一するため、第925号と第1,005号の内容を統合したものを、新たになまこ漁業の制限措置として定めて告示したいと考えております。なお、これに伴い、昨年出した2件の告示は廃止する予定としております。また、なまこ漁業の制限措置を新たに定めるにあたり、操業区域の順番を県東部から県西部の順に並び替えたいと考えております。操業区域の順番の変更については、第一号議案の資料3ページで説明したとおりです。

ただいま説明しました変更点については、資料8ページから14ページの告示案のとおり告示を行います。

中型まき網漁業と小型まき網漁業の変更内容については、第1号議案と同様ですので説明を省略させていただきます。ご了承ください。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます

前田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第2号議案、「制限措置の一部変更について（中型まき網漁業、小型まき網漁業、なまこ漁業）」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案及び第4号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について」の2件をまとめて議題といたします。

室戸市室戸岬町三津沖における海区漁場計画の設定については、前回、第6回の委員会の審議を経て、本日、公聴会を開催したところです。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

第3号議案及び第4号議案の定置漁業の海区漁場計画設定については、漁業法第64条第4項に基づき、9月27日に開催いたしました、第6回高知海区漁業調整委員会においてご審議いただいたものでございます。

前回、第6回の委員会の資料3をお願いいたします。最後のページ、7ページをご覧ください。「漁業権免許に関するフロー」の左の列が海区委員会になります。前回の委員会で、左上の「①委員会での審議」まで進めさせていただきました。本日は、先ほどの「公聴会」を経まして、その下の「②委員会の答申」の右にあります「海区漁場計画の公示」に向けまして、ご審議をいただくものでございます。

前回の委員会でご説明いたしましたとおりですが、その概要を説明させていただきます。今回の海区漁場計画設定は、現在免許を受けている事業者が経営不振により漁業権を放棄する予定であるため、当該漁場の有効活用と雇用の継続を図るため、新たに海区漁場計画を設定しようとするものです。海区漁場計画につきましては、漁業法第62条第2項に掲げる事項について、定めることとされております。

資料の2ページから3ページの告示案に、これらについて記載しておりますので、ご覧ください。2ページ目の上から12行目、公示番号は、定第1,036号、(1)のア、漁場の位置は、室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)、下から7行目の(2)、漁業の種類は、ぶり、あじ、その他定置漁業、漁業の時期は1月1日から12月31日まで、(3)の漁業権の存続期間は、漁業の免許の日から令和5年8月31日まで、(4)の条件は、4ページに移りまして、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすることとしております。

2件目の公示番号は、定第1037号、(1)のア、漁場の位置は、室戸市室戸岬町三津長瀬沖(三津1号)、(2)漁業の種類以下は、1件目と同じ内容です。

下から4行目、第4、漁業の免許予定日は、令和4年1月21日。漁業の免許申請期間は令和3年11月19日から同年12月3日までとしております。

なお、この海区漁場計画の公示は、令和3年10月19日を予定しております。

また、海区漁場計画設定に関しまして事前協議いたしました、高知海上保安部、室戸市、県の漁港漁場課、用地対策課、港湾・海岸課からは、いずれも公益上の支障はない旨の回答をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

小笠原委員

今回、貝の川沖の設定が出されておるんですが、その中に海区漁場計画内容の中に申請者というのがあります。この三津の2件の漁場設定について、申請者というのは記されてない。意図的なものかどうかということなんですが。

近澤チーフ

記載の間違いではございません。意図的に作っております。前回は、申請者がなかったものです。貝の川については申請者があります。そのような記載にしております。

前田会長

補足をお願いします。

西山副部長

漁場計画の設定につきましては、設定は県が行うというふうに法の上で決まっておりますが、県が設定を行うにあたって、そのきっかけ、トリガーと申しますか、きっかけを經營しようとする方が、漁場計画を作ってくださいという申請を県にいただくというのが通例にはなっておりますが、その申請がなくても漁場を有効に使いたいという時は、法律上県が自ら設定できることになっております。今回の事案につきましては、先ほど説明の中でちらっと触れました、前回の委員会でも私から申し上げましたが、地元の經營が非常に差し迫っておるということで、実はもう後継の入ってこられる事業者はもうほぼ決まっておる状態ですけれども、申請に至るには非常に漁場の調査とか内容を詰めて申請していただく必要がございます、なかなかその期間をとるとまがない、と言いますのも、非常に經營が差し迫っておりますことで、例えば負債の貸付金の返済とかの期日の関係で、できるだけ速やかに免許して、できるだけ早く經營を移譲するということが必要になってございまして、なるべく免許までの日を短縮する必要がございました。

従いまして、県の判断として、もう実際今使っている漁場ということで、そのまま網を敷きますという確認は新しい事業者にとれておりますので、特に漁場を敷くことに支障はない。いわゆる海底の形状とか、周辺の調整とかは支障がないということを地元にも確認いたしまして、県が自ら漁場計画を設定したという手続きに今回させていただいております。その関係で先ほど、小笠原委員からご指摘がございました、申請者が記載がないということになってございます。長うなりました。申し訳ございません。

小笠原委員

噂で、もうすでにどこの民間の業者さんが、という話は大体皆さんがご存じと思うんです。分かりました。それと、通常の免許申請であれば、近隣、隣接漁場の承諾というものが今まであったんですが、今回はどのようになるのでしょうか。経営者が変わるわけですが、漁場はそのままで経営者が変わる訳ですが、近接、隣接漁場の承諾等についてはいかがでしょうか。

西山副部長

漁場の承諾、近隣の同意につきましては、例えば隣の地区の共同漁業権のところ、漁場がかかるとかそういう場合は必ず必要かと思いますが、今回は従来ある定置の漁業権の中で同じように敷くということで、従来ある周辺の漁業に対する影響は変わるものではないということで、地元の三津地区でも問題ないということで判断して、漁場計画の設定に至ったものでございます。

小笠原委員

分かりました。

前田会長

他にございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第3号議案及び第4号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案及び第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第5号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について(土佐清水市貝の川沖)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

それでは、第5号議案、定置漁業の海区漁場計画設定（土佐清水市貝の川沖）についてご説明いたします。

それでは、資料3を、1枚めくってください。

まず、諮問文を朗読いたします。

3高漁管第681号。高知海区漁業調整委員会様。定置漁業の海区漁場計画設定（土佐清水市貝の川沖）について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。令和3年10月14日、高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

内容の説明に入る前に、今回の諮問に至る経緯について、すこし説明させていただきます。水産振興部では、現在、利用されていない漁場について、これを有効に活用することで漁業生産量の増大を図る取り組みとして、過去に定置網が操業されていた漁場での定置網の再開の取り組みを進めています。

そして、このたび、土佐清水市での定置漁業への参入の意思を表明した県内の企業から、漁業権免許の取得に先立つ手続きとして、今回の海区漁場計画設定の申請を受けたものです。

それから、高知県のホームページにて、パブリックコメントを実施し、海区漁場計画の素案を公表しました。また、今回設定しようとしております海区漁場計画は、高知県漁業協同組合の共同漁業権の区域と重なるため、同組合に依頼し、貝ノ川支所に計画の素案を掲示していただきました。結果として今回、意見書の提出はございませんでした。

それでは、諮問内容の説明に入ります。まず、「漁場の位置」ですが、資料の4ページをご覧ください。公示予定番号、定第1,038号と矢印で記載しておりますところが、漁場計画を設定する場所でございます。

漁場図につきましては、次の5ページでございます。カタカナのア、イ、ウ、そして漢字の乙の4点で囲まれた四角形の中が「漁場の区域」となります。この区域は、最寄りの漁場基点2カ所から、一定の角度により見通した線の交わる点を定めまして、その各点を結ぶことによって、漁場の区域を示す方法をとっております。

漁場計画の概要につきましては、次のページ、6ページでございます。今回の定置漁業の漁場計画の設定は、与力水産株式会社から申請があったものでございます。

「漁場の位置」は、土佐清水市貝の川沖で「漁業の種類」は、ぶり、あじ、その他定置漁業、「漁業の時期」は、1月1日から12月31日まで、となっております。「従業員数」は、9人。うち沖合従事者5人です。「経営の方法」は法人経営。「現免許との関係」では、現在免許はございません。従前の免許は貝ノ川大敷組合の経営でありましたが、平成25年2月に漁業権が放棄されてから、未利用の漁場となっております。「他種漁業

との調整上の問題」に関しましては、高知県漁業協同組合から、漁業調整上の問題がないことを証する書面が添付されており、問題はございません。

それでは、2ページ目と3ページ目の告示(案)をご覧ください。まず2ページの上から12行目、算用数字の「1」「公示番号」です。漁業権の番号につきましては、先ほどご審議いただいた室戸市室戸岬町三津沖の定置漁業の免許予定番号が1,036及び1,037ですから、その次の番号1,038を予定しています。公示番号の下「(1)漁場の位置及び区域」については、5ページの漁場図でご説明したとおりです。少し下の「(2)漁業の種類及び時期」は、6ページで説明しましたとおりです。

次の「(3)漁業権の存続期間」は、免許の日から令和5年8月31日までです。定置漁業権の存続期間は通常5年間ですが、既存の定置漁業権とそろえるため、令和5年8月31日までとしております。「(4)条件」は、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。としております。「第1-2 保全沿岸漁場に関する事項」は、「なし」。「第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果」と、その次の「第3 漁場の図面」については、「高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する」とします。「第4 免許予定日」は、令和4年4月8日。「第5 漁業の免許申請期間」は、令和4年2月18日から3月4日まで、といたしました。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

問可委員

2点ほどちょっと質問したいがやけど、水揚げよね。揚がった魚は清水で揚げるがですか、宿毛へ取って帰るがですか。

谷口主幹

今、与力水産株式会社さんが操業開始する場合には、貝の川で一旦水揚げはしますが、競り入札には土佐清水市場にかけるという計画でしております。水揚げ全てです。

問可委員

あともう1点。僕らも50年大体サバ、清水サバを主体に漁でしょうわけやけど。今、貝の川の大敷が荒れちゅうけどよね、昔ある時にはよ灯火がほんの小さくてね。とにかく黒潮が接岸したときにはよ、2ノットから3ノットなんか出るがやき。叶崎沖のサバ釣る漁場まで行くいうたらよね、あの沿岸をずっと西へ走って行ってよ、叶崎から沖へ出すがやき。それをずっと何十年も僕らやってきたがやき。

灯火をよ、明るようにする。とにかく大敷の根っこ通って、僕ら行きゆ

うとよ。今開けちゅうけん広いけんど。それを25日に来るゆうけ、特に与力さんに頼まないかん思いよらですわ。大きな灯火をつけてよね、やってもらわんと事故もあつたがやき。大敷の中入っていくような。それだけお願いしときたいです。

谷口主幹

承知しました。操業の開始を予定している与力水産株式会社さんに、今委員からご指摘のあったことは共有をしておくようにいたします。ありがとうございました。

前田会長

いいですか。他にご意見ございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第5号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について（土佐清水市貝の川沖）」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようでございますので、第5号議案は、原案が適当であると認めます。

なお、本議案については、漁業法の規定により、公聴会を開催した後に、答申するということになっております。公聴会等、今後のスケジュールについて事務局に説明を求めます。

近澤チーフ

今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

それでは、資料の7ページをご覧ください。このフロー図は縦に3列に分かれた構成となっております。左端が「海区漁業調整委員会」、真ん中の列が「知事」、右列が「漁協・漁業者等」となっています。また、上下にふたつに分かれております。上半分が「海区漁場計画」の部分。下半分が「免許」の部分となります。まず先に、「海区漁場計画」に関する事務の流れから説明しますと。まずフロー図の右上、「漁協・漁業者等」から海区漁場計画設定申請が提出されますと、図の真ん中の列の「知事」が、水産振興部漁業管理課で受付をします。そして、調査やパブコメを行い、結果の公表・立案を経て、委員会への諮問となります。

左列の「①委員会での審議」、これが本日の、この委員会になります。次に、海区漁場計画の答申を行うためには、その前に利害関係人が自由に意見を述べる機会として、公聴会を開く必要があります。通常は公聴会と2回目の委員会開催は同じ日に開催しています。支障がないとの答申をいただいた場合は、知事が海区漁場計画の公示を行います。

次に、「免許」についての流れです。「漁協・漁業者等」から免許申請がなされますと、漁業法第72条の規定による適格性の審査を経て、漁業法第70条の規定に基づいて海区漁業調整委員会でご審議のうえで答申をいただきます。こうして、免許について適格性を有する者に対して免許をいたします。また、免許をしたことについて、高知県公報に登載して公示をすることになります。

続きまして、この案件の今後のスケジュールについて、右の日付けの記載に沿って、ご説明いたします。本日10月15日、ご審議いただきました定置漁業の海区漁場計画について、公聴会を11月下旬又は12月上旬に開催する予定とし、日程調整が整い次第、公聴会開催の周知を図るため関係機関において公示をいたします。公聴会終了後、引き続き海区漁場計画設定についてのご審議をいただきまして、これを適当と認める答申が得られた場合、12月24日の高知県公報に登載する予定でございます。

免許申請期間は2月18日から3月4日までとし、申請のあったものについて、事務局で適格性の資料の確認を行い、3月下旬の委員会で、免許の適格性の審査をお願いする予定でございます。適格性を有するとの答申を得た場合の免許予定日は、4月8日としております。

以上が今後のスケジュールでございます。

前田会長

ただ今の説明による今後のスケジュールにつきまして、ご意見はございませんか。

前田会長

では、事務局から説明のありましたとおり、11月下旬又は12月上旬に公聴会を行い、同日、引き続き海区委員会を開催して答申するという
ことで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、提案に沿って11月下旬又は12月上旬に公聴会と委員会を開催いたします。

前田会長

続きまして、第6号議案、「令和3年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)特別採捕取扱方針について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

谷口主幹

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページを朗読させていただきます。

3高漁管第679号。令和3年10月5日。高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濱田省司。令和3年度うなぎ稚魚(しらすうなぎ)

特別採捕取扱方針について。上のことについて、別紙（案）により措置したいので、貴会の意見を伺います。

しらすうなぎの取扱方針は、委員会への諮問が義務づけられたものではございませんが、その重要性から毎年、両委員会のご意見をお伺いした上で、施行させていただいております。なお、同じ案について昨日の14日、内水面漁場管理委員会に意見をお伺いしましたが、県の示した採捕期間の案を短縮すべき、等のご意見をいただき、内水面漁場管理委員会からは承認をいただけなかったことを申し添えます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

2ページ、「しらすうなぎの特別採捕許可と集出荷について」をご覧ください。初めに特別採捕許可とは何かということと、しらすうなぎの集出荷の流れについて説明させていただきます。

それでは、特別採捕許可と何かということについてです。

高知県漁業調整規則では、採捕の禁止期間や全長等の制限、漁具漁法の禁止など、制限や禁止に関する事項が掲げられています。しかし、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕については、規則第47条の試験研究等の適用除外ができることになっています。そして今回の場合は、規則第34条の全長等の制限において、全長21センチメートル以下のうなぎは採捕してはならないことになっていますが、うなぎ増養殖用の種苗の供給のため、つまり高知県の養鰻事業者が養殖を行うために必要なしらすうなぎを供給するために、これを適用除外し、しらすうなぎについての特別採捕を許可するものです。そして、今回ご審議いただくのはその特別採捕許可の取扱方針についてです。

次にその下になりますが、しらすうなぎの集出荷について簡単にご説明いたします。県内の漁協等である許可名義人から県は申請を受け、特別採捕許可を許可名義人に出しますが、実際にしらすうなぎを採捕するのは、特別採捕許可証の採捕に従事する者の欄に名前が記載されている採捕従事者になります。昨年度までの出荷の流れについて説明いたしますと、許可名義人は採捕従事者からしらすうなぎを集め、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。しかし、許可名義人が直接、高知県しらすうなぎ流通センターに出荷できない場合は、集出荷業務を代行するものとして指定集荷人を置くこととなっており、採捕従事者は指定集荷人に出荷し、指定集荷人が高知県しらすうなぎ流通センターに出荷することとなっております。なお、この高知県しらすうなぎ流通センターは、しらすうなぎの集荷と県内の養鰻業者への供給を適切かつ円滑に実施するために、高知県で採捕されたしらすうなぎの一元集荷を目的に作られた団体で、その組織体制の健全化や透明化を図

るために、昨年 11 月に一般社団法人に法人化しています。

それでは 3 ページをご覧ください。

これらを踏まえまして、「令和 3 年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針」につきまして、重要な点、改正点をご説明します。

まず、改正点の一つ目ですが、海面と内水面の取扱方針を統一します。昨年度までは海面と内水面それぞれ別々に取扱方針を設定していました。これは、根拠となる漁業調整規則が、海面と内水面で別々であったからです。しかし、昨年度の 12 月に海面と内水面の漁業調整規則が統一されたことから、それに応じてこの取扱方針も統一するものです。なお、取扱方針が統一されることによる内容の変更はございません。

2 点目は採捕従事者数を規定している第 4 条についてです。昨年度まで採捕従事者数を規定する第 4 条には「ただし前年度に許可名義人であった漁協については、直近の許可を受けた年度の採捕従事者数を上回らないように努めるものとする。」という記述がございました。これは、かつて採捕をしていて現在は採捕をしていないところが、再び採捕を希望する際のために設けられた規定ですが、採捕従事者数につきましては資源管理のために、高知県全体の採捕者数の総数を上回らないように管理しておりますので、この記述については削除したいということでございます。

10 ページの第 4 条の条文をご覧ください。こちらにありますように、採捕従事者数については「前年度の採捕従事者数を上回らないものとし、削減に努めるものとする」としており、このような形で高知県全体の採捕者数を管理し、資源管理を進めて参りたいと考えております。

3 ページにお戻りください。続きまして、第 11 条の条件の見直しについてでございます。第 11 条の 4 号に漁具の規模を規定しておりまして、これまでは、すくい網の規模を網口の周囲 3 メートル以内、としていたものに、新たに、網の丈が 1 メートル以内という記述を加えます。より詳しく説明致しますので、1 ページ飛ばして 5 ページをご覧ください。

高知県のしらすうなぎの漁法は火光を利用するすくい網で、その漁具の規模は網口の周囲 3 メートル以内、と規定されており、使用できる漁具は、中段に「使用できる漁具の例」として示しておりますようなものでございます。しかしながら、特定の地域では下部のイラストにあるようなひき網と呼ばれる漁法が横行しておりました。従いまして、こういった漁法を明確に禁止するために、この度、網の丈 1 メートル以内という規定を新たに加えて参りたいと考えております。

4 ページにお戻りください。こちらは漁具に関する誓約書となっております。裏面に先ほどの 5 ページのイラストを印刷します。今年度は

こちらの誓約書を採捕者全員に提出をしていただきまして、今回の方針の改正と使用できる漁具の周知徹底を図り、禁止漁法の一掃を図って参ります。

続きまして6ページをご覧ください。こちらには、取扱方針第9条の採捕期間の変更と月例表をお示ししております。令和3年度の案では、12月12日から翌年の3月12日の間の91日間とし、第2項に「漁業権のある区域については、前項の期間のうち当該漁業権者が同意した期間とする。」を追加した案とさせていただきたいと考えております。県は毎年、各方面の関係者の意見を聞いたうえで採捕期間の案を設定し、漁業権区域内で採捕の許可をする場合にはその漁業権者様の同意を前提に許可をして参りました。しかし今回の県の案に対して、一部の漁業権者様からは慎重なご意見を頂戴しておりますことから、この第2項を追加し、これまでの考え方を明文化したということがございます。従いまして、県が設定した期間については12月12日から3月12日となりますが、漁業権者様の同意がそれより短い期間についてのみとなる場合につきましては、その同意した期間のみの採捕許可となることとなります。

しかしながら、冒頭でも申し上げましたが、昨日開催した内水面漁場管理委員会では、県下全域の期間を内水面漁業協同組合連合会が希望する12月23日から3月11日の79日間とするべき、との強いご意見があり、県の案は承認されませんでした。

これまでご説明した変更を加えました取扱方針・及び要領につきまして、資料の7ページから18ページの内容で意見公募を実施しました。7ページから9ページは県のホームページなどに掲載した意見公募のご案内、10ページから18ページは取扱方針及び要領の案でございます。意見公募の期間は、令和3年9月16日から10月4日の間で、県のホームページのほか県民室、福祉事務所などで閲覧できるようにしました。その結果、提出された意見が3件ございました。

19ページをご覧ください。意見につきましては重複している部分もございますので、まずはそれぞれの意見を紹介させていただきまして、県の考え方をまとめて説明させていただきたいと思っております。

まず(1)の意見ですが、「高知県のしらすうなぎの浜値は全国相場に比べてかなり安いと思う。その原因は養鰻場の経営者が会長である一般社団法人しらすうなぎ流通センターが独占で取り扱っているからだと思う。令和5年度から知事許可漁業化するうなぎ稚魚漁業は、採捕数量の上限を全国レベルに増やして欲しい。」

次に(2)の意見ですが、「なぜ採捕期間中に採捕の禁止期間を設ける去年のルールは、密漁者の見分けが付きやすく、また、採捕日数は変えず

に採捕期間が延びて多くの人が満足し好評であったのに、なぜ変更したのか。誰がいつ、どこで採捕期間を決めているのか公表して欲しい。うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針やうなぎ稚魚受給要領について、過去のものも含めて全て公開して欲しい。知事許可漁業に移行後の採捕許可について、不明な点が多い。流通については、採捕者から搾取する現行の指定集荷人制度を継続するべきではない。」

最後に（３）の意見ですが、「高知県漁業協同組合連合会は令和３年７月、流通センターから脱退している。こうした状況で流通センターにしらすうなぎを一元集荷させることは海面漁業者に大きな不利益が生じるのでは無いかと懸念する。」といったご意見を頂戴しました。

これらの意見に対します県の回答でございますが、19 ページにお戻り下さい。

「漁業管理課の考え方」としまして、高知県のしらすうなぎの相場については、「浜値については、流通センターが養鰻事業者へ供給する単価を参考に、指定集荷人が各地で決定しています。養鰻事業者への供給単価は、養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を採用しています。令和２年度の高知県の供給単価は漁期を通して、60 万円/キログラムとなっており、同じように統一の単価を持っている宮崎県の単価は60 万円/キログラム、静岡県は62 万円/キログラムであったことから、高知県が突出して安値という状況ではございませんでした。」

次に、採捕期間につきましては、「採捕期間の案はしらすうなぎの採捕関係者、養鰻事業者、内水面関係者の意見等を参考に県で決定しています。」

過去の資料の公開につきましては、「過去の取扱方針や受給要領の閲覧については、漁業管理課にご相談ください。ご希望の閲覧方法をお知らせいただければ、調整させていただきます。」

知事許可漁業移行後の制度については、「現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計をしているところであり、方向性が定まった時点でお示しさせていただく予定です。」

流通センターの一元集荷については、「高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可をしています。流通センターはこの許可の目的を達成するための組織として、平成８年度に設立され、しらすうなぎの許可名義人や指定集荷人からの集荷と、養鰻事業者への適正な供給に取り組んできました。今年度の特別採捕許可についても、許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの役割は必要であると考えております。しかしながら、流通センターの業務の性質上、様々な立場の関係者から構成される形が望ましく、流通センターも海面漁業者の復帰を望んでいることから、県も海面漁業者の

復帰に向けた調整を行って参りたいと考えております。」といった回答をさせていただき予定でございます。

21 ページから 27 ページにつきましては、説明は省略させていただきますが、全国及び高知県のしらすうなぎの採捕量や池入れ状況などの資料でございます。

次にこちらのカラーの資料をご覧ください。これは内水面漁業関係者の皆様より、しらすうなぎの採捕によるあゆの稚仔魚の混獲が懸念されるとの指摘を受け、今年度はこのようなチラシを作成し、採捕者の皆様全員にお配りして、あゆの稚仔魚の混獲の防止を啓発して参りたいと考えております。

最後に内水面関係者から、しらすうなぎの採捕の際の、あゆの稚仔魚の混獲状況についての調査の要望を受けており、今年度の混獲率調査の実施に向けて、試験研究機関と協議しながら、その調査計画を検討しているところでございます。またこの調査計画や結果についても、委員会で共有して参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんかの前に、ちょっとすみません。私の方から。14 日の内水面の中でどういう意見が出てきたのかというのを、ちょっと参考までに教えてもらいたいです。いいですか。お願いします。

谷口主幹

先ほど少し説明を資料の中でもさせていただいたんですけども、我々県の案といたしましては、採捕期間でございますが 12 月 12 日から翌 3 月 12 日までの 91 日間ということで、関係者のご意見等を参考に踏まえて設定をさせていただきました。

そういった中、内水面漁業協同組合連合会から、12 月 23 日から 3 月 11 日までの期間を要望するというような要望書をいただきまして、更に、そうでない期間が設定された場合には、その期間のみの内水面漁業協同組合連合会としては同意となるというような文書を頂戴しました。

それを踏まえまして、今回の期間につきましては、6 ページの 2 項に、漁業権のある区域については前項の期間のうち当該漁業権者が同意した期間とするというのをつけ加えた案として、県はお諮りをさせていただきました。

ただ、内水面漁場管理委員会様としては、うなぎそれからあゆの資源についての影響が非常に懸念をされるというふうなご意見をちょうだいしまして、県下全域の期間を内水面漁業協同組合連合会が要請をした 12 月 23 日から 3 月 11 日に徹底をして欲しいというご意見で、県のこの原案の

期間をご承認いただけなかったということでございます。

前田会長

あと他には何かありませんでした。期間のみですか。

谷口主幹

まず一番ご意見が多かったのが期間でございました。それから、他にあったご意見としましては、最後のほうに少し紹介をさせていただいたんですが、あゆの混獲について、科学的なデータが無いので、それは調査をすべきじゃないかと言ったご意見。

それから、こういうふうに漁協が同意した期間というふうにしてしまうと、漁協のほうに責任が重くなるんじゃないかというようなことを不安視するご意見。

それからもうひとつは、高知県で区域によって期間が異なると、採捕従事者に周知徹底されないのではないかというようなご意見がございました。

前田会長

大きいところはやっぱ期間的なものですね。分かりました。
では、中川委員お願いします。

中川委員

この採捕期間の案はしらすうなぎ採捕関係者、養鰻業者、内水面関係者の意見等を参考に県で決定していますと書いていますが、これは海水面のなには関係ないんですか。

谷口主幹

案を設定する際に、まず養鰻生産者の方々の皆さんに、それから集荷に携わっている集荷人の方々からのご意見をまず一番初めに伺っております。それと、今回海区委員会にお諮りするということで、海面の皆様方のご意見も本日伺わせていただいているということでございます。

中川委員

そうですか。自分がちょっと聞いたところによりますと、高知県漁連がこの会から脱退したとこの流通センターの。それを意見とかどういいますかね、どうして脱退したか。それと、最後のほうにお聞きを願いたいと書いていますけど、それやったら県の方で調整をすとか、何とかということをしなやかんじゃないですかね。僕はそう思いますけど。このままじゃ何か、海水面の漁連のほうの方が何かこのままではちょっと。

前田会長

ちょっと補足しましょう。今の流通センターですよ、社団法人になってから、高知県漁連と内水面漁連どちらも所属してないですよ。その中で流通センター一元化っていうところで、話がちょっとだいたい漁業者のほうからの相談が相次いでいます。ここのパブリックコメントにあるよう

に、復帰に向けた調整を行っていますっていう文言を見ましたけど、実際にどのような調整を行っていくつもりで、いつまでに調整を整えるということになるのでしょうか。お願いします。

織田事務局長

先ほど、パブリックコメントの最後のところで、担当者のほうから説明させていただきましたが、どんな方法でいつまでっていうようなことは、まだ確としたものはございませんが、県としましてはそのような業者の声が通りにくいということであれば、また漁協団体、漁連のほうにも戻っていただきたいということで、まだいつまでどのようにというのは、ちょっとまだ検討中ですけども、取り組んでいきたいという状況でございます。

前田会長

織田さんの方には1か月以上前に、池さんも脱退された時に漁連が脱退した時は出席されてたと思うんですよ。正式な脱退の書類を見た訳ではないけど、ここでは一緒にやっていけると。流通センターの理事会の中にはオブザーバーとしておられたと思うんですよ。織田さんはそれから後、電話で僕も相談したことがあると思います。それがもう1か月以上前のことです。1か月以上経っています。それから漁連に対して何かコンタクトありましたか。事務局お願いします。

織田事務局長

漁連さんのほうに、具体的にこういう方法で戻っていただきたいというようなお話はまだできておりません。

前田会長

ですよ。現状で、今後の復帰に向けた調整を行っていくってうたっていますけど、いつを目指してですか。それがないまま、やりますやりますだけの話では、ちょっと漁業者の不安は取り除けないんですよ。やっぱり前向きに改善していってもらいたいんですよ、そこは。漁業者の不安をできるだけ早く取り除いてもらいたい。そういう体制の流通センターが望ましいと思うんですよ。脱退した経緯の中でも、僕、資料もらってますけど、センター長にちょっと権限が集中し過ぎていると。理事会できれいに諮られるべき仕入れ値段とか、売り先の値段とか、それを今のセンター長である池主の川村さんがそのまま値段を決めるっていうのは、漁業者に対してだけじゃなく、池主に対しても不利益が生じると思うんですよ。そこを協議する場になってほしいんですよ、流通センター自体が。そういうのを、やっぱり許可下ろすほうとしては県庁としては指導してもらいたいんですよ。すいません、お願いします。

織田事務局長

その流通センターでのしらすうなぎの値段の決め方等は、先ほどパブリ

ックコメントの最初の方で説明させていただきましたが、ご指摘も参考にしながら、また漁連さんのほうに、また内水面のほうにも戻っていただけるようなことを、できる限り早く検討してお伝えしていきたいというふうに考えております。

前田会長

あと、パブリックコメントで値段の話もちゃんとありましたけど、一社法人になる前の任意団体の流通センターでの動きですから、今までの値段は。今の一社法人になって、流通センターの会長だけに権限が集中している。これは今までに無いことですから、今年度の値段がどう変わるかっていうのを皆さん、不安がってるんですよ。今までどおりの話し合える状態であれば、問題ないんですよ。そこじゃなくて、今年度、一社法人1件だけしか許可を与えん、この状態で5万円ねって言われたら、もうそれで終わりなんですよ。あとそれに対して県庁は、ちゃんと指導しますか。池主全部集めて話しますか。そこまで、今年度の特別採捕で1人に権限が集中してるってことに、皆さん不安が止まらんというのはそこなんですよ、漁業者としては。

中川委員

ちょっといいですか。この値段のこの1kg60万円ぐらいって、宮崎と静岡あんまり変わらんって、僕の聞いた認識では30万いうところがありました。去年、今年か。そういうところがありました、僕が聞いた話では。

山崎委員

値が下がったよ、ごっそり。徳島か知らんけど下がったで。

中川委員

そうやろ。僕も30万いう。

山崎委員

うちも下がっちゃうよ。ほんでそれを聞いたかったがよ。

中川委員

そうでしょ。平均して60万いう。

山崎委員

ないない。じき下げるよ、量があったら。量があったらね、採捕やめたらいいよ。池がいっぱいやき値を下げちゃうとかありえんがやき。ほんで川村が言うっちゃうがよ。ほらみんな言いゆうよ。

前田会長

では事務局、お願いします。

谷口主幹

こちらパブリックコメントの回答でお示しさせていただいたのは、基本シラスウナギ流通センターから養鰻業者様に供給する価格でございます、こちらは令和2年度については通してこの金額であったというふうに

聞いております。おそらく、委員様がおっしゃられた 30 万円というのは、各浜々で指定集荷人の皆様が採捕者から買い取る価格なんじゃないかというふうに思います。

昨年度でいえば流通センターが集荷をする価格というのが 50 万円。養鰻業者様に出荷するのが 60 万円。その 50 万円を参考に各浜々で指定集荷人様が買取り価格を決定していた。その大体の相場が 30 万円だったというふうに今までの分も聞いております。

中川委員

僕が聞いた話では、この前もちょっと僕は勉強会行ってたんですけど、そのやり方がいかんと。前から 30 万で買うたものを 60 万で売ると。せめて、100 万で売れるものやったら 70 万、80 万とか。内水面、養鰻業者の意見は通って、自分ら海水面の意見が今やったら、全然この期間らのことも書いてないし。自分らの地区、須崎地区ら、どういいますかね。月夜の晩で大体、一般には月夜の晩は、しらすうなぎが捕れんとしたもんですけど、僕らのところの須崎地区は海が荒れて濁ったら、月夜も関係なく捕れる時があるんですよ、そういう意見も全然。僕らのところは行きたい、そんな意見も全然話もない。ただ内水面とか養鰻業者の人が決めて。だから海水面の今言った漁連は、一定いなくちゃいけないんじゃないかと僕は思うんですよ。だからそれをどういいますかね、仲持ちというかね、そういうがをするのが県の役目やないでしょうかね。このままではなかなか、前田会長も言いましたけど、僕も一採捕者として納得のいかんところはあるんですよ。この今までみたいなやり方やったら。ちょっとそこらを県のほうで、前田さんが言われましたように、いついつに合意に、まあ言うたら、具体的な話ですんでね。いついつ会をしてこういうふうにするたら漁連のほうも集まるような話で進めていくとか、具体的な話を僕らでも聞きたいんですよ県のほうに。

西山副部長

今、色々な意見伺いましたら、要は流通センターに関係者が皆集って意見が反映される場になるのが理想であるというところが、共通の意見かというふうに拝聴いたしました。私どもも先ほど来説明させていただいておるとおり、そのように思っておるところでございますので、流通センター側にもそういう海面のほうにそういうご意向がおりやということはお伝えいたしますし、話し合い理事会なりを設定するように申し伝えるようにいたします。

前田会長

いいですか。来週早々もう各地域に説明会があるんじゃないですかね。そことかも、もうこのままセンター集約 1 本で話し合いの場がないままで許可は降りるっていうことでいいんですかね。一応、段取りはするとは聞

いたんですけど、いつどのようになっていうのはまだ詰めないかるところやけど、どれぐらいのペースでやってもらえるのかなと。

西山副部長

許可申請、それから少なくとも集荷が始まる口開けの時までには、そういう体制がとれるのが理想だと思っておりますので、そのような話し合いをしていただくように助言させていただきたいとは思っておりますが、当初担当のほうから説明申し上げましたとおり、現在、特別採捕という制度で種苗の供給を目的に特別に許可させていただいておる、その目的のために流通センターができておるということに鑑みまして、確かに令和5年の12月には新たな制度が施行されまして、もう特別採捕ではなくて一般の漁業として許可するということになりますので、そういうふうになりますと種苗供給のためだけにという、今までの大義名分がなくなるという状態でありますので、その制度は改めて考える必要がございますが、現在の特別採捕という目的を達成するために作った組織がある以上は、その組織をそれまでの間は十分に活用して、今の体制を維持していくことが大事であろうというふうに我々は考えておるところでございます。

前田会長

そうです。流通センターを使って、特別採捕っていうのは支障がないんですよ。だからそれが開けたところになって、ちゃんとした話し合いができるような状態にならないと、漁業者のほうとしてもやっぱり不安は取り除けないということなんで、お願いします。

西山副部長

そのためにも、先ほど来、おっしゃっていただいているように、海面、もっと言えば内水面のかたもそうですが、組織の中にお戻りいただいて、議論を始めることがまず大事ではないかというふうに県としても考えております。

山崎委員

内水面とか海面が統一しちよらね、統一しちゅうろ、内水面と海面がね。ほいたら仁淀川らは、内水面と川の海面がおらね、仁淀川に。あれやっことは、海面のほうの方が川の中に入ってかまんかえ。採捕する時。

谷口主幹

採捕区域のことでございますかね。採捕区域については、個別の区域、区域ごとにももちろん調整が必要になってくるんですけども、仁淀川については、今、内水面と海面が分かれているものを許可区域を同じにして、採捕者の枠も内水面と海水面を足した枠で、内水面と海面の境を無くした区域にするというふうな話で今調整をさせていただいております。

山崎委員

ほいたら、そうせないかな。両方一緒になるがやき今度は。去年は俺

言うたがよ漁師に、今年から内水面も海面も一緒やけ、おんしらあ、川も行ける、海も行けるゆうたら、ほいたら県に問い合わせたら県がいかなかった言った。これを言いたかったのよ。去年から統一しちゅうがやけんど。考えたらそうやろ。統一するがやきほら。海面と内水面に。

谷口主幹

採捕区域については、海面と内水面のこれまでの仁淀川大橋の下流間でその境があったんですけども、この区域は、境界を無くしてひとつの採捕区域とすることで、今調整をさせていただいております。

浦尻委員

シラスウナギのことについては、先ほど言われたように私も漁業に長いということで、ずっと聞いてるんですけど、確かに養鰻業者の皆さんのために、漁民の皆さん捕ってくださいねいう形の許可いうがは間違いないがやけんど、先ほど皆さんいろんな意見もいる中で、もうそこまでシラスウナギの許可がもう来ちゅうしよ、その中で今から内水面と協議とか、なんとかしよったら間に合わんがやない。時間的に、色々。要は県漁連を今はまってくれとかよ、内水面との協議とかなんとか色々いったら、そういうよりかはもう先進まんと、12月はそこまで来ちゅうがやけんど。

西山副部長

おっしゃるとおりでございます、もう漁期は迫っておりますので、今日ここでお認めいただければ、この方針でとりあえず許可申請に向けて手続きは進めさせていただきたい。その過程で、集荷体制を確実にとるために、流通センターの体制を改めて立て直すために話し合いをしていただきたいというふうに考えております。

浦尻委員

その中で、来年は令和4年ながよ。次、5年ながよ。県のほうも早めに対応をちゃんとしてないと、見てのとおり宿毛は組合員しか採れません。けれど高知県下の中では、組合員以外も採ってます。その調整をどういふふうな形でしていくのか。

それと、よく言われるように、高知県のしらすうなぎって安い、よく聞きます。まあどんなになってるかわからんけど、ただ、県外は高いいう話もあって、闇ルートとかよう新聞今日も高知新聞来てますが、色々他に抜けゆうところもあるような形も受けるがやけんど、今後来年なったらフル稼働してこのしらすうなぎのことについて、ちゃんとしたものを県が作って、それに我々海区調整は諮問機関ですので、それが公平でいいですねいうたら答申をするがやけんど、まあ法的拘束はないけれど、ちゃんとしたものを作っていないと、高知県内大騒ぎになるがやない。このしらすうなぎで。だからそこまではみんなで腹くくって早くちゃんとせんと、今まで生活していた人らが生活ができなくなる。だけど、組合資格持ったもんは、

大手を振って採れる。そういうふうないろんな矛盾が出てくるがやけんよ、そこはもう、県は今年は許可はこのままでいくとしても、来年になったら内水面とか県漁連に相談せないかんかもしれんけど、もうちょっと前に進まんとよ5年がそこまで来ちゃうがで。大変になると思う。

西山副部長

先ほども、ちょっとご説明いたしました。改めて申し上げます。ご指摘の通り、今は特別採捕までやっておりますけれども、令和5年の12月からは、もう一般の漁業許可に移行するというので、ありていに申しますと、たがが外れるというような状況になっておりますし、実際水産庁、国のほうからは我々のほう各県のほうにそういうふうな趣旨でやるようにというお達しも来ておるところでございますが、その趣旨を踏まえた上で、高知県、今ご指摘いただいたような地域地域の事情がございますので、それをどう反映していくのか、あるいはもう国の大きな意向の中で反映できないままになるのか、ちょっとそこはまだ分かりませんが、できるだけ皆さんに納得いただけるような案をお示ししたいとは考えておりますので、またご相談させていただきたいというふうに考えております。

澳本会長代理

取扱方針については、もうこのままで行かないと今年が多分間に合わなくなるということによく分かります。ただ、今、会議のほうから問題になっているのは、やはり流通の面でセンター一元化でいいのかというのは、結局ここにも資料の中にも出てますけども、高知県の場合は60万で供給をしたということですが、この22ページですか。にほんうなぎ、しらすうなぎの池入れ動向、全国のやつが出てますけども、これを見ると、取引価格が132万と、令和2年度。それから減ってますよね。

水産庁の他のが、どういう調べによるものか分かりませんが、だからこういうところの透明性というか、そういうものを確保していくような手だてを考えると、知事許可漁業になった途端に、センターの意義がどういうふうになるのかということ是非常に心配なところもありますので、その辺りをやっぱり今後考えていきながら、どのような形で許可をするのか、それから、しらすうなぎ流通センターの意義はどういうところにあるのか、それから指定集荷人についてはどういうふうな形にするのかということからスキームを組んでいかんとなかなか難しいかなというふうに思っていますので、その点今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

前田会長

すいません、もう1点。この資料の25ページの池入れ数量とか、集荷の一覧表があるんですけど、これは高知県のオフィシャルなものですか。

| | |
|-------|--|
| 西山副部長 | オフィシャルな数字でございます。 |
| 前田会長 | 平成29年、30年、令和元年度とゼロ、ゼロ、ゼロになってますがこれで正解ですね、県外出荷量。 |
| 西山副部長 | これがオフィシャルな数字でございます。 |
| 前田会長 | 分かりました。今回の6号議案なんですが、ちょっと今日、浦尻委員からも、今日答えを採決とらんと期間が間に合わないっていう意見もありましたが、漁連が脱退してからもう2か月以上経ってて、そこで協調とか仲を歩み寄るような動きもしてない中、今ここで決がないですっていう答えは、ちょっと都合が良すぎませんか。何のアクションもないというのはちょっと。 |
| 蔭山委員 | <p>これ、最初に事務局が言ったように、法定諮問事項でも何でもなくて、他の県では県が決めて委員会に報告するだけとか、委員会にも諮らないとかっていう事情があって、計画持って帰れって言って、出してこんかったら二度と委員会の意見は言えなくなるので、今日のところはこうだっていう結論をやっぱり出したほうがいいと思います。</p> <p>諮られたことに対して答えるっていうのが海区調整委員、これはもう法律に書いてありますから。そうしたほうがいいと思います。だから反対なら反対。賛成なら賛成。</p> |
| 浦尻委員 | けんど反対しても、県の効力はないろ。 |
| 蔭山委員 | そうです。 |
| 浦尻委員 | そうやろ。 |
| 蔭山委員 | 最初に諮られたものをそのまま放っとくというのは委員会の責任を放棄することになりますから、そんなことしよったら委員会なんかいらんという話になりますので、そらここで、賛成なら賛成、反対なら反対ってけりをつけないと、それ法律の主旨に基づいてない。 |
| 浦尻委員 | けんど、反対が多数であってもね、それを取り下げるということはないで。 |
| 蔭山委員 | そう、だから反対という意見を、内水面に反対されたみたいに。 |

前田会長 高知海区調整調整委員会としての、意見がこうですって言うことを採決するだけなんで。

蔭山委員 そう。原案に反対します、原案に賛成します、っていう話。

浦尻委員 ほんなら議事録に載るだけよね。

前田会長 他に何か意見ございませんか。

前田会長 他になければ、ここで挙手してもらいたいです。

織田事務局長 少し小休をお願いしたいです。

前田会長 小休とします。

(小休)

前田会長 それでは正会に戻します。

西山副部長 冒頭にご紹介申し上げましたように、昨日の内水面委員会の方では、主に期間のことについて問題になりまして、決をいただけなかったという結果になっております。先ほど来、頂いておりますように海面のご意見も賜るという観点で、ここで改めて、今回私どもが示しております期間の案について特にご意見を賜っておきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

前田会長 はい。

澳本会長代理 県のほうは91日間いうことで、今回更新では決めておきたいんですけど、実際、海面の方としては、やはり他県と同じような形にさせていただきたいというのは本音です。例えば徳島の方はもっとあると思います。隣の県がまだ採ってるのに、高知県はもう止めやというようなことになると、またひょっとしたら密漁とかそういうようなことにもなりかねないところがありますので、その辺りの調整は、やはり他県、特に隣の県、徳島とか、他の県なんかと足下揃えるというか、そういうふうな形にしてもらった方が、海面の方としては管理がしやすいとか、採捕についても話がしやすいというようなところはある。

西山副部長

ありがとうございます。この期間、非常に他県に比べても短いということで、長年の調整の経過でこうなっておるものでございますので、すぐにご期待に沿えるということはなかなか難しいかとは思いますが、ひとつの大きな課題として、許可漁業化に向けての課題としても捉えてまいりたいと思いますので、また協議のほうをよろしくお願いします。

前田会長

それでは、挙手での採決を行いたいと思います。いいですか。
ご異議ございませんので挙手による採決としたいと思います。賛成の方、手を上げてください。

前田会長

反対の方、挙手お願いします。

前田会長

それでは賛成多数により、第6号議案は原案が適当であると答申いたします。

前田会長

これもちまして、本日の議案審議は終了しました。
第7回海区漁業調整委員会を閉会といたします。本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第7回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議事録署名委員 澳本 健也 _____

議事録署名委員 前田 嘉広 _____